

抜き打ち検査基準

(目的)

第1条 建設工事検査事務処理要領（以下「要領」という。）に規定する抜き打ち検査は、工事施工において「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」その他関係法令に基づく施工体制が確保されているか、また施工管理が適切に行われているかを点検・確認し、請負人に不適切な事項の改善を求めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 抜き打ち検査は、調査基準価格を下回って契約を締結した工事を対象とする。

(検査内容)

第3条 抜き打ち検査の内容は、次に掲げるところによる。

(1) 施工体制台帳、施工体系図、建設許可証の掲示等の確認

(2) 材料、工事品質、施工管理状況等の確認

(検査の実施等)

第4条 検査は、原則として複数の検査員で行い、設計金額が500万円未満は工事主管課、設計金額が500万円以上は工事検査課が実施する。

2 検査員は、検査の結果、不適切な事項を確認したときは、現場において直ちに工事監督員を介して請負人に改善を求める。

3 工事主管課は、施工体制及び施工管理が適切かつ速やかに行われないと認めるときは、改善指示書（様式9）により請負人に通知する。

4 検査員は、抜き打ち検査の実施結果について報告書（様式8）を作成し、工事施行成績評価表の関係書類として添付する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、工事主管課長又は工事検査課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。